

モジュール5

虐待関連法規

モジュール5

このモジュールでは、児童虐待の関連法規について学びます。取り扱う内容は、特に、学校や教育行政にとって関わりの深い部分に限定しています。

研修の目的は、法規に関する専門的な理解ではありません。地域の関係機関ネットワークの一員として、児童虐待の問題に対応する際に関係してくる条文について、概観することです。

このモジュールは、単に一度研修して終わりではなく、校務分掌が変わったとき、個別のケースに対応し、関係機関との連携を実際に進めることとなったとき等に、改めて確認していただくことが大切です。

なお、法令は改正を受けることがありますので、その都度最新の内容を確認しておく必要があります。(このモジュールの内容は、平成19年の児童虐待防止法改正(平成20年4月施行)、平成20年の児童福祉法改正(平成21年4月から施行)及び平成23年の障害者虐待防止法制定(平成24年10月)を反映したものとなっています。)

また、平成23年に制定された障害者虐待防止法の附則において、

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

とされており、今後の検討を注視しておく必要があります。

児童虐待防止法①

(児童虐待の防止等に関する法律)

第1条(目的)

この法律は、児童虐待が、保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、かつ、**児童の権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ**、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

モジュール5

(児童虐待防止法)

児童虐待の関連法規として、最も重要な法律に「児童虐待の防止等に関する法律」、いわゆる児童虐待防止法があります。

児童虐待防止法は、児童虐待の防止と虐待を受けた子どもの保護等を図るため、平成12年に制定されました。また、その後も痛ましい事件が相次いで発生していること等を受け、その後、2度にわたり大きな見直しが行われ、平成16年及び平成19年に改正がなされています。

(法律の目的)

法律の第1条では、まず、法律の目的を規定しています。

ここでは、児童虐待が子どもにとって重大な権利侵害であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであること、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであることを明記しています。

その上で、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・地方公共団体の責務や、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等について定めることを、この法律の目的として示しています。

社会にとって、次世代を担う子どもたちを守り、育てることは必須の課題であり、教育もまたこの任務に奉仕するものの1つであることを忘れてはなりません。

なお、この法律において、「児童」とは、「18歳に満たない」子どもを指すものとしています。

児童虐待防止法一②の1

第2条(定義)

この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。



すなわち「身体的虐待」

モジュール5

(児童虐待の定義)

第2条は児童虐待の定義です。

第2条の柱書きでは、まず、『児童虐待』とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう)について行う次に掲げる行為をいう。」とし、続く第1号から第4号までで、身体的虐待をはじめとした4つの行為をそれぞれ規定しています。

すなわち、この法律が対象とする「児童虐待」とは、直接的には、「保護者」がその監護する「児童」について行う虐待行為を指すものとされています。ただし、保護者以外の同居人が虐待を行った場合にも、保護者がこれを放置すれば、保護者によるネグレクトとして、児童虐待に当たることとなります。この点については、後で説明するネグレクトの定義のところで確認して下さい。

(身体的虐待)

虐待行為の4つの類型を定める各号の規定では、その第一として「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」、すなわち身体的虐待をあげています。

「外傷」とは、打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などが、これに当たります。

また、「暴行」には、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬に戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束するなどの行為が含まれることになるでしょう。

身体的虐待は最もわかりやすい虐待ですが、大切なのは「外傷が生じるおそれのある場合」も虐待に含めていることです。怪我をしなかったのだからいい、ということではないということです。

このほか、意図的に子どもを病気にさせるなどの行為も、身体的虐待に当たると考えられます。

児童虐待防止法一②の2

第2条（定義）

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。



すなわち「性的虐待」

性的暴行(sexual assault)
+
性的搾取(sexual exploitation)

モジュール5

（性的虐待）

第二の行為類型は「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」、すなわち性的虐待です。

性的虐待は、ともすると子どもを性行為の対象にした場合のみと考えられがちです。しかし、これは間違いです。子どもへの性交や、性器を触る等の性的暴行を直接行うことのほかにも、

- ・ 性的行為の強要・教唆、
- ・ 性器を触らせること、
- ・ 性器や性交を見せること、
- ・ ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要すること

などは、いずれも性的虐待に当たるとされます。

「援助交際」と称して、子どもに売春行為をさせ、その収入を利用したりするようなケースも、性的虐待と考えられます。

また、児童虐待防止法が、直接的には、保護者の行為のみを児童虐待と定義していることで、「きょうだいによる性的行為は虐待ではない」と言われることもあります。しかし、きょうだいによる性的行為を保護者が黙認しているとすれば、別の意味で、すなわちネグレクトとして児童虐待に当たると考えられます。

児童虐待防止法一②の3

第2条(定義)

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。



すなわち「ネグレクト」

※ 同居人が児童を虐待しているのを止めないことも虐待(ネグレクト)である。

モジュール5

(ネグレクト)

第3号は、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」です。いわゆるネグレクトのことです。

保護者ではない「同居人」による身体的・性的・心理的虐待であっても、保護者がこれを放置する場合、保護者によるネグレクトに当たるという考え方は、平成16年の法改正により新たに明記されるようになりました。

具体的には、次のような行為が、ネグレクトに当たると考えられます。

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っている。例えば、家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない（メディカル・ネグレクト）。乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。例えば、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ・ 子どもを遺棄する。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が、身体的、性的、又は心理的な虐待行為を行っているにもかかわらず、それを黙認する。 など

ネグレクトは、一見、わかりにくい虐待です。子どもの成長にとって欠かすことのできない養育環境を準備しないことがネグレクトですが、子どもの年齢や発達特性によっても「必要な養育環境」は微妙に異なってきます。

しかしながら、学校等では、身体的虐待とともに、比較的気付きやすい虐待の1つがネグレクトであるとも言うことができます。さまざまな提出物の未提出や、子どもに関する活動への非協力的な姿勢、子どもの持ち物や準備物への無関心などは、担任等であれば、その「おかしさ」に気付くことになるでしょう。

児童虐待防止法一②の4

第2条(定義)

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力

(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危

害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)そ

の他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

すなわち「心理的虐待」

※ 配偶者に対する暴力(DV)を子どもが見続けざるをえないという状況は虐待(心理的虐待)である。

モジュール5

(心理的虐待)

第4号は、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」、すなわち、心理的虐待です。

ここにいう「配偶者に対する暴力」とは、「配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、この場合の「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むものとされています。

心理的虐待に当たるものの例を具体的に挙げると、次のようになります。

- ・ことばによる脅かし・脅迫等を行うこと。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言うこと。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動等を行うこと。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすること。
- ・子どもの面前で配偶者に対し暴力をふるうこと。 など

身体的虐待や性的虐待、さらにはネグレクトにおいても、その結果として、子どもの心理的な発達を阻害することになる面があります。また、子どもは心に傷を負うような体験をすることにもなります。その意味ではすべての虐待は、一面において、心理的虐待としての要素を持つということもできます。

しかし、あえて「心理的虐待」という場合には、「叩いたり蹴ったりしているわけではない」、「性的な行為をしたりさせたりしているわけではない」、「養育を放棄しているというほどでもない」にもかかわらず、子どもの心には長く傷となって残るような言動をすることを指すものです。

積極的な言動としては、その言葉が使われる文脈・状況にもよりますが、例えば「生まなければよかった」、「あなたのせいで私の人生はめちゃくちゃだ」、「お前なんかいつ死んでもかまわない」といったようなものが考えられます。

また、消極的な、あるいは間接的な言動としては、きょうだい間で不当な差別待遇をして、同じことをしても弟は褒められるのに兄は無視される、といったことが考えられます。

さらに、子どもの目の前で繰り返される配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、親を守りきれない自責の念を子どもに生じさせ、また、いつ本人に降りかかってくるかわからない恐怖から、不眠や心身症などを発症する場合があります。このため、平成16年度の法改正において「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」も心理的虐待に含まれることが、条文上にも明記されるようになりました。

これまで、配偶者暴力(DV)への対応と児童虐待への対応とでは、両者が必ずしもうまく連動せず、母親は保護されても子どもが家庭に戻されてしまうといった事態も危惧されてきましたが、この改正により、相互の連携の面でも、補強がなされたこととなります。

児童虐待防止法一③

第4条(国及び地方公共団体の責務等)

※ 発見・通報だけでなく、ケアする力も身に付ける必要。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び**学校の教職員**、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が**児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。**
- 3 国及び地方公共団体は、**児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、**児童相談所等関係機関の職員、**学校の教職員**、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、**研修等必要な措置を講ずるものとする。**

モジュール5

(国及び地方公共団体の責務)

第4条は、国と地方公共団体の責務等に関する規定です。

第4条については、平成16年の法改正により、研修等必要な措置を講じる責務について規定が追加されました。また、こうした措置の対象に学校の教職員等が含まれることも明記されました。

すなわち、第4条の第2項では、学校の教職員も含め児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、国及び地方公共団体において研修等必要な措置を講ずるものとしています。

また、第3項では、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、学校の教職員も含め、関連の職務に携わる者の人材確保及び資質向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとしています。

これらは、学校の教職員についても、虐待の発見・通報だけでなく、関係機関との適切な役割分担の下、虐待を受けた子どもをケアする能力を身に付けることも、求められるようになってきていることを表すものでもあります。

児童虐待防止法一④

第13条の2(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 2 国及び地方公共団体は、**児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実にを図る等必要な施策を講じなければならない。**
- 3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

モジュール5

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

なお、国及び地方公共団体が講ずべき措置については、第4条の責務規定のほかにも、虐待を受けた児童等に対する支援に関する規定が、第13条の2として置かれています。

この規定も、平成16年の法改正により新たに追加されたものであり、その第2項では、特に教育に関し、「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実にを図る等必要な施策を講じなければならない」としています。

また、第3項では「国及び地方公共団体は、...進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。」としています。

児童虐待防止法一⑤

第5条(児童虐待の早期発見等)

- 1 **学校**、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び**学校の教職員**、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、**児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。
モジュール5

(児童虐待の早期発見等の努力義務)

次に、学校及び教職員の義務について見ていきましょう。

第5条は、児童虐待の早期発見等に関する努力義務の規定です。

第5条の第1項では、「学校...その他児童福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員...その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」としています。

平成16年の法改正では、早期発見の努力義務を有する者として、従来からの教職員等に加え、団体としての学校等が追加されました。つまり、それまでは教職員個人に課せられていた義務が、組織としての学校にも課せられたということです。先に見た地方公共団体の責務と合わせて考えれば、まさにシステムとしての学校と教育行政の中に、児童虐待への対応力を位置づけることが求められていると言えるでしょう。

第2項、第3項は、いずれも平成16年改正により、新設された規定です。

第2項は、関係機関の協力に関する努力義務規定です。学校等の児童の福祉に業務上関係のある団体、教職員等の児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の防止や、児童虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、国や地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないものとしています。

第3項は、さらに教育・啓発に関する努力義務規定です。ここでは、学校においても、児童に対して、児童虐待の防止のための教育に努めなければならないものとしています。

児童虐待防止法一⑥

第6条(児童虐待に係る通告)

- 1 **児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。**

※ 確証はなくても、虐待を受けたと思われるれば要通告

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

※ 通告は守秘義務に抵触しない

モジュール5

(児童虐待に係る通告の義務)

第6条は、児童虐待の通告義務です。
第6条の第1項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所のいずれかに通告しなければならないとしています。また、市町村、福祉事務所、児童相談所への通告は、児童委員を介して行うことも可能としています。

ここで重要なのは、児童虐待を「受けた」児童ではなく、「受けたと思われる」児童としているところです。

平成16年の法改正以前には、児童虐待を「受けた」児童を発見した者が通告を行うこととされていましたが、そのような規定の下では、虐待を「受けた」かどうかの確証がないからという理由で通告をためらってしまうケースがしばしば見られました。こうしたことは、学校等においてもきわめてよく生じていました。

そこで、敢えて「受けたと思われる」という規定にすることで、確証を得る必要はなく、虐待があるとの心証を得ただけの時点でも、直ちに通告をしてください、という趣旨を徹底したものです。第2項では、第1項の虐待通告について「児童福祉法第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する」としています。児童福祉法第25条に基づく要保護児童の通告と、児童虐待防止法に基づく虐待通告との関係を整理したものです。

要保護児童の通告と、通告を受けた後の児童相談所等の対応については、このあとの児童福祉法の解説の中で取り扱うこととします。

第3項では、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」としています。少なくとも通告義務の履行として行うのであれば、職務上知り得た虐待情報を児童相談所等に伝えたとしても、守秘義務に抵触しないことが、この規定から明らかとなります。

第3項で例示された「刑法の秘密漏示罪(第134条)」は、医師や弁護士等を対象としたものであり、学校の教職員には直接の適用がありませんが、例えば、地方公務員である公立学校の教職員には、地方公務員法により「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(第34条第1項)」とする守秘義務が課されることとなります。

しかしながら、もとより、「秘密を漏らす」とは、一般に了知されていない事実を広く一般に知らしめ、又は知らしめるおそれのある行為を行うことを指すものですから、虐待通告については、通告を受けた児童相談所等の職員にも守秘義務が課せられていること等に鑑みれば、通告することが秘密漏示や守秘義務違反に当たることにはならないものと解されています。

また、個人情報保護との関係でも、法令に基づく場合には、個人情報の目的外利用や第三者への提供を行えることとする規定が、個人情報保護法(私立学校対象)や各自治体の個人情報保護条例(公立学校対象)などに整備されています。法律に基づく通告義務の履行は、この点からも、個人情報保護を理由に妨げられるものでないと考えられます。(通告義務とは、虐待と「思われる」以上は通告せよというものですから、たとえその情報が間違っていたとしても、悪意を持って相手を貶めようとするものでもない限り、通告義務の履行として十分に認められます。)

児童虐待防止法一⑦

第13条の3(資料又は情報の提供)

地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

モジュール5

(資料又は情報の提供)

ところで、児童虐待の防止等のためには、通告義務に基づく虐待の通告以外にも、福祉、医療、教育等の関係機関が、日頃から、相互の情報共有を密接に図り、連携した対応を進めていくことが必要になります。このような場合における、機関相互の資料・情報の提供についても、個人情報保護との関係が問われることになります。

地方公共団体の機関相互における資料・情報の提供については、平成19年の児童虐待防止法改正以前には、法律中に明示の規定がありませんでしたが、国の行政機関等については、関係法律（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等）の規定に基づき、一定の範囲内で、個人情報を含む情報・資料の相互提供が認められるものと解されてきました。また、地方公共団体においても、一般に、各自自治体の個人情報保護条例の規定により、国と同様の取扱いがなされています。

平成19年の児童虐待防止法改正では、こうしたこれまでの取扱いを踏まえつつ、新たに第13条の3の規定を設け、機関相互の情報共有が一定の範囲で認められることを明記しました。

第13条の3では、児童相談所等が「児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは」、地方公共団体の機関は、児童相談所長等の求めに応じ、その保有する資料・情報を提供することができる旨を規定しています。また、但し書きとして「当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」としています。

なお、守秘義務との関係についても、地方公共団体の機関相互の情報共有であれば、情報の提供先となる機関の職員にも守秘義務がかかることとなり、虐待通告の場合と同様、守秘義務違反の問題は生じないと考えられます。

また、民間の機関についても、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」の構成員となることで守秘義務が課され、当該民間機関との情報共有が可能となります。「要保護児童対策地域協議会」については、このあと児童福祉法の解説の中で詳しく説明します。

児童福祉法一①【児童福祉の基本原則】

第1条(児童福祉の理念)

- 1 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条(児童育成の責任)

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条(原理の尊重)

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

モジュール5

(児童福祉法)

児童虐待防止法について概観してきましたが、さらにその根底にある児童福祉法についても見ておくことにしましょう。

児童福祉法は、児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、すべての法令に通じる「児童福祉の原理」を規定するとともに、その目的を達成するために必要な諸制度を定めた児童福祉の基本法とも言える法律です。

なお、児童福祉法については、近年もたびたび改正がなされています。最近では虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実などを図ることとした改正法が、平成20年11月に成立し、翌月公布され(平成20年12月3日法律第85条)、平成21年4月1日から施行されることとされています。

(児童福祉法の理念)

児童福祉法の総則では、まず、児童福祉の理念として、第1条において、

- ・「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」こと、
- ・「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」こと

を謳っています。

(児童育成の責任)

また、第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」として、児童育成の責任について規定しています。

(原理の尊重)

さらに、第3条では、第1条・第2条に規定する理念等を「児童の福祉を保障するための原理」として、「この原理は、すべての法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない」としています。

この原理に基づき、児童福祉法の以下の条においては、公的機関の組織や、さまざまな事業、施設など、児童福祉に関する諸制度を定めています。

児童虐待防止法に定める虐待防止等の措置も、この原理に沿って実施されることが必要であるとともに、児童福祉法上の諸制度と連動して展開されることによって、はじめてその機能を十分に発揮できることとなるのです。

それでは、児童福祉法による諸制度のうち、児童虐待に特に関連の深いものについて、引き続き学んでいきましょう。

児童福祉法一②【要保護児童の通告・通告児童等に対する措置等】

第25条(要保護児童発見者の通告義務)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、(略)。

第25条の6(状況の把握)

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第25条の7(通告児童等に対する措置)

1 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

第25条の8(福祉事務所の長が採るべき措置)

都道府県の設置する福祉事務所の長は、第25条の規定による通告又は前条第2項第2号若しくは次条第1項第3号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

モジュール5

(要保護児童の通告)

まずは、虐待を受けた児童なども含めた要保護児童の保護等に関係する一連の規定です。

さきほどみたように、児童虐待防止法の第6条第2項では、同法第6条第1項の規定による通告は、「児童福祉法第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する」とされていました。

すなわち、児童虐待防止法に基づき通告がなされた後は、同法の規定による安全確認等の対応と連動して、児童福祉法に基づく要保護児童等への措置が発動していくこととなるのです。

(通告児童等に対する措置等)

児童福祉法では、通告を受けた市町村及び県福祉事務所は、子どもの状況把握を自ら行う(第25条7第1項第1号、第25条の8第1号)とともに、必要と認めるときは、当該ケースを児童相談所に送致するものとしています。

一般に、児童相談所に送致されるのは、通告のあったケースのうちでも、特に緊急性・要保護性の高いものです。

児童福祉法一③【都道府県による措置－同意入所】

第26条(児童相談所長の採るべき措置)

- 1 **児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第2号、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。**

一 **次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。**

第27条(都道府県の採るべき措置)

※ 平成20年法律第85号による改正後の条文【下線部は改正部分(平成21年4月1日施行)】

- 1 **都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。**

三 **児童を小規模住居型児童育成事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。**

- 4 **第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者(第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。**

モジュール5

(都道府県による措置)

次に、児童相談所に送致された要保護児童への措置について見ていきましょう。

児童虐待の通告を受け、又は市町村や県福祉事務所から虐待ケースの送致を受けた児童相談所の長は、当該ケースに係る子どもや保護者について、必要な措置の判定を行うこととなります。

特に、要保護児童に対する措置としては、虐待する保護者等に代わって子どもの養育を行うため、里親や小規模住居型児童育成事業者(平成21年4月から)への委託や、乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設へ入所させる措置が可能となっています。児童相談所において、こうした措置が必要との判定がなされたときは、都道府県知事への報告がなされ(第26条第1項第1号)、都道府県として、必要な措置を講ずることとなります。

(同意入所)

第27条第1項第3号は、いわゆる同意入所に関する規定であり、同号に基づく施設への入所措置は、同条第4項の規定により、当該児童に「親権を行う者」(保護者)の意に反して行うことはできないものとされています。

児童福祉法一④【強制入所】

第28条(保護者の児童虐待等の場合の措置)

- 1 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。
 - 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- 2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

モジュール5

(強制入所)

一方、第28条では、保護者の意に反する場合であっても、当該児童の福祉への被害が著しい場合には、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、強制的に入所措置を採ることができることとしています。この強制入所の措置の期間は2年以内とされていますが、家庭裁判所に改めて承認を得て、期間を更新することもできるようになっています。

児童福祉法一⑤【一時保護】

第33条(児童の一時保護)

- 1 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。
- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。
- 3 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。

【参考】 第12条の4 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

モジュール5

(一時保護)

さらに、第33条は一時保護の規定です。一時保護は、施設入所等の措置が決定され、執行されるまでの経過措置として、児童に対し、一時的な保護を加えるものです。一時保護については、児童相談所長が自らこれを行う方法のほか、他の適当な者に保護を委託することも可能となっています。

一時保護の期間は2か月を超えてはならないものとされていますが、児童相談所長又は都道府県知事が必要と認めるときは、更新も可能となっています。

なお、児童福祉法第12条の4では、児童相談所には「児童を一時保護する施設(一時保護所)」を設けなければならないものとされています。

児童福祉法一⑥【在宅による指導】

第25条の7(通告児童等に対する措置)

1 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第五項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

第25条の8(福祉事務所長の採るべき措置)

都道府県の設置する福祉事務所長の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

第26条(児童相談所長の採るべき措置)

1 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。)を行う者に指導を委託すること。

第27条(都道府県の採るべき措置)

1 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

(在宅による指導)

なお、通告のあつた虐待ケースのうち、施設への入所や里親への委託に至るのは、全体のなかでは少数であり、実際には、在宅による指導が適当と判定されるものがほとんどを占めることとなります。

在宅による指導の決定は、市町村、県福祉事務所、児童相談所及び都道府県のそれぞれの段階において、当該機関の判断により、措置決定できるものとされており、その対象となった児童及びその保護者に対しては、それぞれの機関による見守りと支援が続けられていくこととなります。

児童福祉法一⑦【要保護児童対策地域協議会】

第25条の2

※ 平成20年法律第85号による改正後の条文【下線部は改正部分(平成21年4月1日施行)】

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- 6 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第25条の5

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

モジュール5

(要保護児童対策地域協議会)

なお、児童福祉法におけるもうひとつの重要な規定として、第25条の2に要保護児童対策地域協議会の設置根拠規定があります。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される協議会であり、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童やその保護者に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としています。

各市町村等においては、従来より、児童の健全育成を図るための関係機関によるさまざまな連携組織が作られてきたところであり、虐待対応に関しても、子どもを守る地域ネットワーク等の設置が進んできていましたが、平成16年の児童福祉法改正によりこれらが法定化され、さらに平成19年の改正では、その設置が努力義務化されました。

なお、要保護児童対策地域協議会の構成員には、行政機関の職員以外にも民間の法人やその職員その他の者も含まれることとなります。第25条の5では、公務員以外の者も含め、協議会の構成員には守秘義務を課すこととしており、これにより、構成員間の相互の情報共有については、従来の子どもを守る地域ネットワーク以上に円滑に行えるようになっていきます。

児童福祉法一⑧【関係機関・施設・里親等】

○ 関係機関

市町村(第10条)

都道府県(第11条)

児童相談所(第12条)

児童福祉司(第13条)

児童委員(第16条)

※ 福祉事務所
(社会福祉法第14条)

○ 施設

乳児院(第37条)

児童養護施設(第41条)

情緒障害児短期治療施設(第43条の5)

児童自立支援施設(第44条)

児童家庭支援センター(第44条の2)

○ 小規模住居型児童養育事業を行う者* (第6条の2)

○ 里親(第6条の3)

* 平成20年改正(平成20年法律第85号)により制度化
(平成21年4月1日施行)

(関係機関・施設・里親)

このほか、児童福祉法には、地方公共団体が行う児童福祉に関する業務についての規定や、そのために置く職員等の組織に関する規定が整備されています。

また、各種の児童福祉施設は、児童福祉法にその設置根拠が置かれています。

里親についても、第6条の3に定義規定が置かれ、その他の規定で里親による養育についての定めがなされています。また、平成20年の児童福祉法改正(平成21年4月1日施行)では、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実を図るため、要保護児童を養育者の住居において養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))の制度が新たに創設されています。

障害者虐待防止法①

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

第1条(目的)

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

モジュール5

(障害者虐待防止法)

児童虐待の関連法規として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる障害者虐待防止法があります。

障害者虐待防止法は、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日に議員立法により制定され、平成24年10月1日から施行されることになりました。

(法律の目的)

法律の第1条では、まず、法律の目的を規定しています。

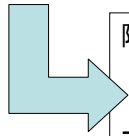
ここでは、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等について明記しています。

その上で、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることをこの法律の目的として示しています。

障害者虐待防止法一②の1

第2条(定義)

この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。



障害者基本法第2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

モジュール5

(障害者虐待の定義)

第2条は障害者虐待の定義です。

第2条の第1項で、「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう、としています。

障害者基本法における「障害者」の定義は、

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう、となっています。

ちなみに、社会的障壁については、障害者基本法第2条第2号において、

- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう、とされています。

次に、第2項においては、「障害者虐待」とは、

- ア 養護者による障害者虐待
- イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ 使用者による障害者虐待

の3つに分けています。

「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものと定義されています。(同条第3項)

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。(同条第4項)

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。(同条第5項)

障害者虐待防止法一②の2 (養護者による障害者虐待)

第2条(定義)

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 三 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

モジュール5

(養護者による障害者虐待)

第2条第6項で「養護者による障害者虐待」の行為について定義しています。

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

「養護者による障害者虐待」とは、養護者が養護する障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。

- ① 身体的虐待: 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待: 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待: 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任: 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待: 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、障害者虐待防止法のうち、総則などの全般的な規定や養護者の支援についての規定の適用を受けませんが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。そのため、18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されるため、⑤経済的虐待は通報等の対象から外れています。

障害者虐待防止法一②の3 (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

第2条(定義)

- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

モジュール5

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

第2条第7項で「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の行為について定義しています。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・厚生労働省令で定める事業 (障害児通所支援事業・障害児相談支援事業) 	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

(障害者虐待防止法第2条第4項)

障害福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

(以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点です。)

- ① 身体的虐待: 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ② 性的虐待: 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ③ 心理的虐待: 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ④ 放棄・放任: 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ⑤ 経済的虐待: 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

障害者虐待防止法一②の4 (使用者による障害者虐待)

第2条(定義)

- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

モジュール5

(使用者による障害者虐待)

第2条第8項で「使用者による障害者虐待」の行為について定義しています。

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。(以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点です。)

- ① 身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待:障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待:障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任:障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ 経済的虐待:障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。

障害者虐待防止法一③

第3条(障害者に対する虐待の禁止)

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

第4条(国及び地方公共団体の責務等)

国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第5条(国民の責務)

国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

モジュール5

(障害者に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務等、国民の責務)

第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

また、第4条では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備(第4条第1項)
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等(第4条第2項)
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発(第4条第3項)

このほか、障害者虐待の防止等に関する調査研究(第42条)、成年後見制度の利用の促進(第44条)もあります。

(参考)

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

さらに、第5条では、国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。

障害者虐待防止法④

第6条(障害者虐待の早期発見等)

- 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他の障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他の障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
 - 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第29条(就学する障害者に対する虐待の防止等)

学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第30条(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。))又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

モジュール5

(学校関係者の責務)

学校関係者は、保健・医療・福祉等の関係者ととも、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第6条第2項)。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています(第6条第3項)。

さらに、教育関係者については、次の責務が規定されています。

(学校の長)

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校等に就学する者に対する虐待を防止するために必要な措置を講ずることとなっています。(第29条)

(認定子ども園の長)

認定子ども園の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該認定子ども園に就学する者に対する虐待を防止するために必要な措置を講ずることとなっています。(第30条)

その他の法律等

- **刑 法**：殺人(199条)、傷害(204条)、暴行(208条)、逮捕・監禁(220条)、強姦(177条)、強制わいせつ(176条)、保護責任者遺棄(218条)など
- **民 法**：親権(818条～837条)
※親の「懲戒権(822条)」と児童虐待との関係
- **児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律**
- **配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律**
- **児童の権利に関する条約**

モジュール5

その他、関連する法規について簡単に触れておきましょう。

刑法には、児童虐待そのものを処罰する規定はありませんが、虐待行為は、その様態により、殺人、障害、暴行、逮捕・監禁、強姦、強制わいせつ、保護責任者遺棄などにも該当することになり、これらの刑罰規定を根拠として、虐待を行う保護者に対する警察による捜査等も行われることとなります。

また、虐待行為は、刑法以外にも他の刑罰法規に触れるものとなることが考えられます。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」などは、特に関連が深いでしょう。

民法には、「親権」に関する規定があります。特に、民法第822条では、親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒することができるとされていますが、児童虐待は、この懲戒権の逸脱した行使（「必要な範囲」を超えたもの）としても捉えることが可能です。

配偶者に対する暴力については、児童虐待防止法において、これを子どもの前で行うことが子どもに対する心理的虐待であるとされていますが、こうした暴力そのものを禁止する法律としては、「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」があります。

国際的には児童の権利に関する条約があり、我が国もこの条約を批准しています。この条約の中でも子どもが虐待から保護されなければならないという理念が謳われています。